

WOTA BOX純正品売買契約約款

(売買用)

このWOTA BOX純正品売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（以下「本物件」といいます。）を購入し、WOTA株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）の購入を当社に対して申し込む者（以下「お客様」といいます。）と当社との間で締結される純正品売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。お客様は、本契約を申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本契約を申し込むことはできません。お客様が本契約を申し込んだ場合には、お客様が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。

第1条（純正品売買契約の成立）

1. お客様は、当社の定める手続に従い、当社ショッピングサイト（<https://wota-store.com> / 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。
2. お客様が本件サイトに記載されている支払方法、配送方法、その他取引の条件につきましては、購入を申込みになる前に、お客様自らの責任でこれらを確認の上、純正品の購入の申込みを行ってください。
3. お客様が前項の申込手続を完了した時点では、お客様と当社との間に、当該申込みに係る純正品の売買契約は成立しておりません。申込みに係る純正品について、当社から申込みを承諾する旨の連絡が送信されたとき、または、純正品の発送が行われたときに、売買契約が成立します。
4. お客様による申込手続完了後に、当社が当該申込みに係る取引をお断りする場合があります。この場合、当社に売買契約の履行を請求することはできません。
5. お客様による申込手続完了後に、当社が送料・配送方法等の取引条件を変更する場合があります。取引条件の重要な要素が変更された場合、当社は、お客様に対し、変更内容を通知します。お客様は、当社からの通知内容を遅滞なく確認するものとします。

第2条（売買代金）

1. 各純正品の単価は、本件サイトの各純正品の掲載ページに記載された金額とします。
2. 純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、当社指定の期日までに、注文時に選択した支払方法により、売買代金の総額及び消費税並びに送料等（以下「本件売買代金」といいます。）の支払いを済ませるものとします。当該期日までにお客様による支払いがない場合、当該申込みに基づく売買契約は、自動的に解除されることがあります。

第3条（純正品の引渡し）

1. 当社は、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。
2. 第13条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第4条（純正品の引渡し・返還の費用負担）

純正品の引渡し及び返還に係る運送費等の諸費用は、お客様の負担とします。

第5条（検査）

1. お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、当社に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。
2. お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって当社に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。
3. 当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、お客様と当社が協議して決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとします。
4. 前項の規定に拘わらず、当社は、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとします。

第6条（所有権）

1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。
2. 交換された使用済みのフィルターのうち、フィルター5及びフィルター6については、専用ケースに入れて当社指定の返送先へ返送するか、又はお住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。その他のフィルターについては、お住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。なお、お客様ご自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様の負担となります。

第7条（担保責任）

1. お客様は、純正品に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第5条第1項に定める検査において容易に発見することができなかった場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、お客様は当社に対して、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとします。
2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社は純正品を調査します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとします。
3. 本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社がお客様よりなんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとします。

第8条（製造物責任）

1. 純正品について人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、又は発生させうる欠陥が存在することが判明した場合、本契約の当事者は、相手方に対し、直ちに書面をもって通知するものとします。この場合、当社はなんらの責任を負うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができ、純正品が引渡前であればその引渡しを中止することができるものとします。
2. 前項に定める欠陥が当社の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、お客様がそのことを合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明した場合に限り、当社は、お客様に対し、純正品の欠陥によりお客様が被った直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 第14条（損害賠償責任）の規定にかかわらず、前項の規定に基づく損害賠償責任は、当社が契約する生産物賠償責任保険に基づき、当該事故に対して支払われる保険金額の範囲内でのみ負うものとします。

第9条（危険負担）

1. 純正品の引渡前に、お客様及び当社のいずれの責めにも帰さない事由により、純正品の滅失、毀損及び価値減少（以下「滅失等」といいます。）が生じた場合は、お客様は、本件売買代金の支払を拒むことができるものとします。この場合において、当社が修理又は代替する純正品の引渡しができないときは、お客様は、当該純正品に係る部分に限り、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、お客様及び当社のいずれの責めにも帰さない事由により、滅失等が生じた場合は、お客様は、当社に対して、その滅失等を理由として、新たな純正品の引渡し、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができないものとします。この場合において、お客様は、本件売買代金の支払いを拒むことができないものとします。

第10条（純正品）

1. お客様は、本物件を使用するにあたっては、必ず、当社純正の部品及び消耗品（純正品）を使用しなければならないものとします。当社は、お客様が、本物件を使用するにあたり、純正品以外の部品及び消耗品を利用したこと、その他の本契約又は取扱説明書等（マニュアル類含む）に定める当社の指示に反した利用によって被った一切の損害及び第三者に与えた一切の損害について賠償の義務を負わず、これによって本物件及び純正品に生じた一切の不具合、不都合、欠陥等に対して責任を負わないものとします。
2. お客様及び当社は、本物件の引渡しから5年が経過した後は、当社が自らの判断によって第1項に定める純正品の供給能力を有しないことができること及び、いかなる意味においても純正品の供給義務を負わないことを確認するものとします。

第11条（残存効）

本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第6条（所有権）第1項、第7条（担保責任）、第8条（製造物責任）、第10条（純正品）、第11条（残存効）、第12条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第14条（損害賠償責任）、第15条（目的外使用の禁止）、第16条（その他禁止事項）、第17条（免責）、第18条（遅延損害金）、第19条（公正証書）、第23条（準拠法）、第25条（合意管轄）、第26条（特約条項）、及び第27条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第21条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。

第12条（解除及び期限の利益喪失）

1. お客様が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。
 - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手續開始決定等の申立がなされたとき
 - (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
 - (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
 - (7) 労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (8) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
 - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は当社に対して、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

第13条（不可抗力）

地震、台風、大雨、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症その他の不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。この場合において、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、お客様と当社は、協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第14条（損害賠償責任）

お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第16条（その他禁止事項）又は第21条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。

第15条（目的外使用の禁止）

1. お客様及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
2. お客様は、前項の定める本使用目的には、極地等の厳しい使用環境での利用、医療目的のための利用は含まれないことを確認します。
3. お客様は、本物件及び純正品を本使用目的の範囲を超えて使用してはならないものとします。

第16条（その他禁止事項）

お客様は、本物件の使用に関し、下記の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること
- (2) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること
- (3) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと
- (4) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること
- (5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること
- (6) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること
- (7) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること
- (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件又は純正品を譲渡（有償であると無償であるとを問いません。）、処分等を行うこと
- (9) 当社の許可なく本物件又は純正品に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること

第17条（免責）

お客様が、第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。

第18条（遅延損害金）

お客様は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第19条（公正証書）

お客様は、当社の要請があったときは、本契約の債務につき承認し、強制執行認諾条項が含まれる公正証書の作成に応じなければならないものとします。かかる公正証書の作成費用は、お客様の負担とします。

第20条（利用情報の取得）

お客様は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」といいます。）を取得することを承諾するとともに、これを利用する権限を有することを確認します。

第21条（守秘義務）

1. お客様は、本契約期間中及び本契約終了後3年間、本契約の内容及び本契約に基づき当社から秘密である旨を指定して開示された営業上の情報又は技術上の情報（口頭で開示された情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を守秘し、当社の承諾なくして第三者に開示し、本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 以下のいずれかに該当する情報等は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 公知の情報又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (2) 第三者から適法に取得した情報
 - (3) 開示の時点で保有していた情報
 - (4) 自らが独自で開発した情報
 - (5) 当社が、純正品供給業務の実施の目的で、本物件の通信機能を用いて本物件の装置より取得した情報及びデータ（本物件から取得又は収集される電磁的記録をいいます。）
3. 第1項の規定に拘わらず、お客様は、法令、政府機関、裁判所の命令（以下「命令等」といいます。）により、当社から開示された情報の開示が義務付けられた場合には、事前に当社に通知したうえで、当該命令等に従うために必要な限度において、秘密情報を開示することができるものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを相互に確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己の役員又は自己の経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他前三号に準ずる行為
3. お客様又は当社は、前二項の各号のいずれかに違反することが判明したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

4. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第23条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第24条（通知、報告事項）

1. お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。
2. 住所、氏名、商号又は代表者の変更について前項の通知がない場合は、お客様が注文時に指定した住所及び氏名に基づいて発送した郵便物は、すべて到達すべき時及び場所に到達したものとみなします。また、お客様は不着又は延着によって生じた損害又は不利益を当社に対して主張することはできないものとします。

第25条（合意管轄）

本契約に関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（特約条項）

お客様と当社は、本契約について別途書面により特約した場合には、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完又は修正することを承認します。

第27条（改定）

当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社ウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。

第28条（付則）

1. 本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。
2. 本約款は、2026年3月3日に当社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

以上

(2022年12月22日 制定)

(2026年4月1日 改定)